

地方公共団体金融機構 サステナビリティポリシー



令和5年6月

地方公共団体金融機構

1.はじめに

このポリシーは、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）のサステナビリティに関する事項について、基本的な方針を定めるものです。機構の行う全ての事業活動等は、本ポリシーに沿って実施されます。

このポリシーにおいて、機構のサステナビリティに関する事項とは、持続可能な地域社会の実現に対する機構の貢献に加え、機構の事業活動における ESG（環境・社会・ガバナンス）への配慮を含む概念です。

2.実施体制

機構のサステナビリティに関する取組全般を審議する主体として、サステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は理事長を委員長とし、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されます。

サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しを行うため、気候変動対応など「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権など「社会」に関する事項及び倫理や法令遵守など「ガバナンス」に関する事項について、審議を行います。

3.基本方針

機構は、その使命及び経営理念の下、地方公共団体への貸付け、資金調達及び地方支援業務といった事業活動を行うに当たり、事業内容はもとより事業実施方法も含め、事業全体を通じて ESG の観点を盛り込むことにより、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指します。

〈機構の使命〉

機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金の共同調達機関として、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、地方公共団体に対して、長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の政策ニーズに応じたきめ細かな支援を実施することを通じて、地方公共団体の健全な財政運営や住民の福祉の増進、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

〈経営理念〉

- 1 地方の政策ニーズへの積極的な対応
- 2 資本市場における確固たる信認の強化
- 3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

3.1.環境への配慮

3.1.1.環境改善に資する事業への貸付け

機構は、国の策定する地方債計画に基づき、下水道事業や水道事業をはじめとした環境改

善効果等のある各種事業について、地方公共団体への貸付けを行います。その際、貸付原資の調達手段としてグリーンボンドをはじめとしたサステナブルファイナンスを活用することにより、ESG 投資を行う投資家からの資金を、地域社会における環境改善の取組みにつなげ、環境問題の解決に向けた好循環の創出に貢献します。

3.1.2.事業所における取組み

事業所における節電の励行やグリーン調達（環境負荷の少ない物品等の購入）の促進、その他環境負荷の低減に資する取組みを通じて、環境への配慮に努めます。

3.2.社会的責任の実践

3.2.1.地域社会の持続的な発展

日本の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、住民生活に密接に関わる行政サービスを広く提供しています。地方公共団体が、安定的かつ持続的に行政サービスを提供することを担保するため、国によるマクロ・ミクロでの地方公共団体の財源（地方税、地方交付税、地方債等）の保障を行う地方財政制度が設けられています。機構は、地方債資金の共同調達機関として、地方財政制度の一翼を担っており、地方公共団体の安定的な行財政運営に欠かせない存在となっています。

このような制度の下、機構は、地方債計画に基づいた地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通を通じて、社会福祉の維持向上、災害に強いまちづくり、脱炭素化をはじめとした環境に優しいまちづくり等の持続可能な地域社会の実現に貢献します。

また、機構は、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達をはじめとした地方公共団体の抱える諸課題について、必要な調査、研究及び支援を行い、その課題の解決に寄与することにより、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

3.2.2.資本市場への貢献

機構は、地方債資金の共同調達機関として、必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、多様な調達手段を活用し、資本市場のニーズに合致した機動的かつ弾力的な対応を行います。その中で、公共債市場における基幹的な発行体としてのプレゼンスを高め、資本市場の健全な発展に積極的に貢献します。

3.2.3.包摂的で活力ある職場環境

機構がその使命を長期的に果たし、持続可能な地域社会の実現に貢献するためには、機構自身が持続可能な組織であることが重要です。そこで、機構では、全ての職員が生き生きと安心して働くことのできる環境を整えるため、人権の尊重、差別的行為や各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和等に関する取組みを推進し、職員の心身の健康維持・向上に配慮

します。

また、職員の自主性やチャレンジ精神を尊重した人材育成により、誰もが働きがいを感じ、活躍することのできる組織風土を築きます。同時に、性別、年齢、障がいの有無等に関わらず、多様な背景を有する人材が、それぞれの有する知識・経験を相互に共有し高めあい、能力を最大限に発揮することのできる職場環境を提供します。

3.3.強固なガバナンス

3.3.1.組織体制

機構は、全ての地方公共団体の出資により設立された地方共同法人にふさわしい経営の確保のため、地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関として設置し、出資者である地方公共団体自らが責任をもって自律的かつ主体的に経営を行う体制を確立しています。また、適切なリスク管理や地方行財政、経済、金融、法律、会計に関して高い見識を有する者等からなる経営審議委員会や外部監査など、様々なチェック機能を通じた強固なガバナンス体制を構築しています。そのような体制の下、健全かつ良好な財務体質を維持することを通じて、資本市場からの信認を将来にわたって確保するよう努めます。

3.3.2.人権尊重・法令遵守

機構は、全ての事業活動において、人権の尊重、各種法令・倫理規範等の遵守を実践します。万が一違反が見られた場合においても、コンプライアンス委員会の設置など、迅速かつ適切な対処を行うことのできる体制を構築しています。

4.対話とディスクロージャー

4.1.地方公共団体との対話

機構は、地方共同法人として地方公共団体とともに持続的に発展することを目指して、多様なチャンネルでの対話を行い、地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、事業に反映していきます。

4.2.投資家との対話

機構は、公共債市場における基幹的な発行体として、国内外の投資家との建設的な対話を行い、市場の期待に応えることに努めます。

4.3.適切なディスクロージャー

機構の事業の円滑な遂行は、資本市場をはじめとした外部からの信認の上に成り立っています。機構は、この信認の維持・強化のために、財務情報及びサステナビリティに関する事項をはじめとした非財務情報の積極的かつ適時適切な開示により、透明性の確保に努めます。